

国民健康保険被保険者のみなさまへ

問い合わせ

本庁町民課国保年金係
総合支所保健福祉課福祉係58(56)
7071
2222

◆人間ドック（脳ドック）健診の助成を行います。

川根本町国民健康保険では、国民健康保険加入者で下記の要件すべてに該当する人を対象に、人間ドックなど健診費用の一部を助成しています。

人間ドックでヘルスチェックを行い、疾病の早期発見・早期治療、健康づくりにお役立てください。

電図、尿検査、血液検査、視力検査、眼圧検査、眼底検査、聴力検査、肺機能検査、胸部X線検査、消化管検査、超音波検査など

脳ドックの主な検査項目

（項目は医療機関によって異なります。詳細は係にお問合わせください）

MRI検査、MRA検査、心電図、血圧、血液検査、

*MRI：脳の断層撮影
尿検査、胸部X線検査など

*MRA：脳の血管撮影
による検査

助成に関する注意事項

い。（電話可）
ご連絡をいただいた後、「人間ドック等検査受診申請書」を送付しますので、記名・捺印のうえ、役場担当まで返送してください。その後「受診証」を交付します。
*医療機関への受診予約は担当係が行います。

個人で直接医療機関に予約された場合で助成を申請する場合には、受診の前に必ず助成申請書を役場担当係に提出し、受診証の交付を受けてください。
受診後では国保の助成を受けることはできませんので、必ず受診前の申請をお願いします。

お申込みについて

人間ドックの主な検査項目
(項目は医療機関によって若干異なります。詳細は係にお問い合わせください)
身体計測、血圧測定、心

申込みは、本庁町民課または総合支所保健福祉課まで、受診希望日、医療機関名、希望する検査内容をご連絡ください

◆受診できる医療機関と自己負担額一覧表

平成19年4月1日～平成20年3月31日

検査区分	一泊ドック	日帰りドック	脳ドック
契約医療機関	自己負担額	自己負担額	自己負担額
静岡厚生病院 (静岡市)	19,000円	12,900円	11,700円（単独受診時） 8,900円（ドック同時受診）
静岡健診クリニック (静岡市)	*1泊ドックはありません。	12,000円	10,100円（単独受診時） 6,100円（ドック同時受診）
藤枝市立総合病院 (藤枝市)	19,600円	11,400円	11,300円 (人間ドックと同時受診の場合)
市立島田市民病院 (島田市)	19,800円	11,400円	6,000円 (人間ドック同時・単独 同額)
聖隸予防検診センター (浜松市)	19,000円	13,300円	14,200円 (一泊ドックと同時受診の場合)
藤枝平成記念病院 (藤枝市)	*1泊ドックはありません。	11,200円	11,100円（単独受診時） 9,500円（日帰り人間ドックと同時受診の場合）

*上記で示した額は自己負担額です。健診費用の約7割額を国保から助成します。*胃部検査はバリウム検査と胃カメラ検査からの選択が可能です。上記の日帰りドックの自己負担額は胃カメラ検査で実施した場合の金額ですが、バリウム検査と胃カメラ検査費用が同額の医療機関もあります。子宮頸部細胞診や乳がん視触診検査、乳房マンモグラフィ検査をご希望の場合の費用額および自己負担額など詳細については、担当係までお問い合わせください。*オプション検査項目の検査費用は全額自己負担となります。ご希望の場合は申請時に担当係にお申し出・お問い合わせください。各医療機関の人間ドックパンフレットも用意しておりますので、希望される人はお申し出ください。*聖隸予防検診センター送迎付き一泊人間ドック予定日：平成19年11月14～15日（水・木）及び予備日平成20年3月12～13日（水・木）

治山パトロール実施のお知らせ

問い合わせ

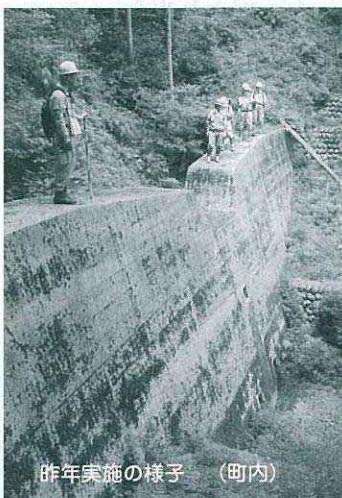
本庁建設課農林建設係

☎ (56) 2227

総合支所事業課農林事業係

☎ (58) 7076

◆6月1日～15日に治山施設や保安林内のパトロールを実施します。



昨年実施の様子 (町内)

本格的な雨期を前に、土砂災害など未然に防止するため、渓間・山腹にある治山施設や周辺の山林の状況について調査・パトロールを実施します。

■期間：6月1日（金）～15日（金）

■パトロールの範囲：志太榛原農林事務所管内一円（約200箇所）

■内容：人家や、公共施設に近接した治山施設の損傷調査

林地及び保安林内の現況調査

地域住民への防災意識の啓発（パンフレット配布など）

■実施者：県農林事務所職員、県防災担当職員、町治山保安林担当職員

■問い合わせ：志太榛原農林事務所治山課 ☎ 054（644）9245

または上記役場問い合わせ先までお電話ください。

出産育児一時金の受取代理制度のご案内

問い合わせ

本庁町民課国保年金係

☎ (56) 2222

総合支所保健福祉課福祉係

☎ (58) 7071

◆受取代理制度利用希望のある国保加入者は、事前に申請してください。

現在、国保の加入者が妊娠4ヵ月を超えて出産したときに、出産育児一時金として35万円をその世帯の世帯主に支給しています。

（医師の証明があれば妊娠4ヵ月以降の死産・流産でも支給されます）

この出産育児一時金の受取代理制度とは、出産する人の経済的負担を軽くするために、国保が出産育児一時金の支給が見込まれる国保の加入者に対して、出産予定日の1ヵ月以内に事前申請すれば、35万円を上限として国保が医療機関などに支払う制度をいいます。

国保の加入者は出産費用が35万円を超えていれ

ば、超えた分だけを医療機関に支払い、出産費用が35万円に満たない場合は35万円から出産費用を引いた差額が国保からその世帯の世帯主に支給されます。ただし、出産費用のうち保険給付の対象となったものは除きます。

医療機関などの都合により、受取代理制度に対応できない場合は、この制度は利用できませんので必ず出産を予定している医療機関などの同意を得たうえで申請してください。

*申請方法や制度内容の詳細は国保担当係までお問い合わせください。

対象者：いずれにも該当する世帯の世帯主

- (1) 出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヵ月以内の被保険者の属する世帯
- (2) 国民健康保険税を滞納していない世帯

申請時に必要なもの：

- ◆国民健康保険被保険者証
- ◆母子健康手帳または出産予定日を証明する書類
- ◆印鑑
- ◆世帯主名義の口座番号（差額の口座振込みがある場合に必要）